

第七二回

参第五号

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（案）

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医療検査技師等に関する法律

第一条中「臨床検査技師及び衛生検査技師」を「医療検査技師」に改める。

第二条第一項中「臨床検査技師」を「医療検査技師」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「臨床検査技師」を「医療検査技師」に、「臨床検査技師国家試験」を「医療検査技師国家試験」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「第一項又は第二項」を削る。

第五条第二号中「第一項」を削る。

第六条（見出しを含む。）中「臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿」を「医療検査技師名簿」に改める。

第七条第一項中「臨床検査技師名簿又は衛生検査技師名簿」を「医療検査技師名簿」に改め、同条第二項中「臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証」を「医療検査技師免許証」に改める。

第八条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条第一項中「臨床検査技師又は衛生検査技師」を「医療検査技師」に改め、同条第二項中「臨床検査技師又は衛生検査技師」及び「臨床検査技師若しくは衛生検査技師」を「医療検査技師」に改め、同条第三項中「臨床検査技師又は衛生検査技師」を「医療検査技師」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第十条中「臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿」を「医療検査技師名簿」に、「臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証」を「医療検査技師免許証」に、「書換交付」を「書換え交付」に改める。

第十一条中「第一項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第十三条第一項中「臨床検査技師試験委員」を「医療検査技師試験委員」に改める。

第十五条を次のように改める。

（受験資格）

第十五条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、第二条に規定する検査に関する正規の課程を修めて卒業した者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく

大学において医学又は歯学の正規の課程を修めて卒業した者その他第二条に規定する検査に必要な知識及び技能を有すると認められる者として政令で定める者

三 外国の第二条に規定する検査に関する学校を卒業し、又は医療検査技師の免許に相当する外国の免許を受けた者で、厚生大臣が第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

第十七条中「及び第十五条第一号の学校又は臨床検査技師養成所の指定に関して必要な事項」を削る。

第十八条中「臨床検査技師又は衛生検査技師は、それぞれ臨床検査技師又は衛生検査技師」を「医療検査技師は、医療検査技師」に改める。

第十九条中「臨床検査技師又は衛生検査技師」を「医療検査技師」に改める。

第二十条第一項中「臨床検査技師」を「医療検査技師」に改め、同条第二項を削る。

第二十条の二の見出し中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師法」に改め、同条第一項中「臨床検査技師」を「医療検査技師」に、「保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条」を「保健師法（昭和四十九年法律第号）第十六条」に、「行なう」を「行う」に、「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条第二項中「臨床検査技師」を「医療検査技師」に改める。

第二十条の三第一項中「第二条第二項に規定する検査」を「第二条に規定する検査（同条の政令で定める生理学的検査を除く。）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条第一号中「臨床検査技師又は衛生検査技師」を「医療検査技師」に改める。

附則第二項各号列記以外の部分中「当分の間、第十五条の規定にかかわらず、試験」を「昭和五十一年十二月三十一日までは、衛生検査技師法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十三号）附則第六条第二項の衛生検査技師試験」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

（臨床検査技師の免許を受けた者等）

第二条 改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定による臨床検査技師の免許を受けた者又は旧法の規定による臨床検査技師国家試験に合格した者でこの法律の施行の際現に臨床検査技師の免許を受けていないものは、それぞれ、医療検査技師等に関する法律（以下「新法」という。）の規定による医療検査技師の免許を受けた者又は新法の規定による医療検査技師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者とみなす。

（臨床検査技師名簿）

第三条 旧法の規定による臨床検査技師名簿は、新法の規定による医療検査技師名簿とみなす。

（臨床検査技師名簿への登録）

第四条 旧法の規定によつてなされた臨床検査技師名簿への登録は、新法の規定によつてなされた医療検査技師名簿への登録とみなす。

(臨床検査技師免許証)

第五条 旧法の規定によつて交付された臨床検査技師免許証は、新法の規定によつて交付された医療検査技師免許証とみなす。

(受験資格の特例)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十五条の規定に該当する者又はこの法律の施行後次の各号の一に該当するに至つた者は、当分の間、新法第十五条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に旧法第十五条第一号に規定する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(以下「大学」という。)であるものに限る。)であるものにおいて、厚生大臣の指定した新法第二条に規定する検査に関する科目の単位を修めて卒業した者

二 この法律の施行の際現に旧法第十五条第一号に規定する学校(大学であるものを除く。)又は臨床検査技師養成所であるものにおいて、三年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定した新法第二条に規定する検査に関する科目を昭和五十四年三月三十一日までに修めた者

(免許の取消し等)

第七条 旧法の規定によつてなされた臨床検査技師の免許の取消し又は名称の使用停止の処分は、新法の相当規定によつてなされたものとみなす。

(衛生検査技師の免許)

第八条 厚生大臣は、次の各号の一に該当する者に対し、従前の例により、衛生検査技師の免許を与えることができる。

一 この法律の施行の際現に旧法第三条第二項の規定に基づき衛生検査技師の免許を受けることができた者

二 この法律の施行の際現に大学(短期大学を除く。)に在学する者で、当該在学する大学において医学、歯学、獣医学、薬学若しくは保健衛生学の正規の課程を修めて卒業したもの又は当該在学する大学において厚生大臣の指定した旧法第二条第二項に規定する検査に関する科目の単位を修めて卒業したもの

(衛生検査技師の免許を受けた者)

第九条 旧法第三条第二項、衛生検査技師法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第八十三号)附則第六条第一項又は前条の規定により衛生検査技師の免許を受けた者は、衛生検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、旧法第二条第二項に規定する検査を業として行うことができる。

2 前項に規定する者に対する旧法の規定(罰則を含む。)の適用については、なお従前の例による。

3 第一項に規定する者でない者は、衛生検査技師という名称を使用してはならない。ただし、医療検査技師である者（新法第八条第二項の規定により名称の使用の停止を命ぜられている者を除く。）は、この限りでない。

4 前項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

（施行前の行為に対する罰則の適用）

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（衛生検査技師法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条 衛生検査技師法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「新法第三条第二項の規定にかかわらず」を「従前の例により」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「並びに旧法附則第二項各号に規定する者」を削る。

附則第七条中「新法第十五条」を「医療検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条」に、「臨床検査技師国家試験」を「医療検査技師国家試験」に改める。

附則第八条各号列記以外の部分中「新法」を「医療検査技師等に関する法律」に、「臨床検査技師国家試験」を「医療検査技師国家試験」に改める。

（関係法律の整理等）

第十二条 前十条に規定するもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

理 由

臨床検査技師及び衛生検査技師の制度を統合し、その資質の向上を図るため医療検査技師の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。